

令和7年度 水草等対策技術開発支援事業 募集要領（第3期）

令和7年8月8日
滋賀県琵琶湖保全再生課

1. 事業の目的

この事業は、水草等対策技術開発支援事業補助金交付要綱に基づき、琵琶湖に大量繁茂する水草および生育面積を拡大する侵略的外来水生植物の対策、ヨシ群落の保全を推進するため、広く企業等から水草等の除去や繁茂抑制方法などについての新たな技術を募集し、審査会により採択したものについて、補助金を交付することで新技術等の開発支援を行うことを目的としています。

2. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、企業、大学、NPO団体等の法人格を有する団体とします。なお、滋賀県内での事業所の有無については問いません。

3. 補助対象とする技術等

補助対象とする技術等は、1. 事業の目的を達成するものとし、項目は次のとおりとします。なお、（1）から（3）の複数にまたがる技術開発でも構いません。

（1）沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を除く）

- ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発
- イ 繁茂抑制に関する技術開発
- ウ 新たな除去、有効利用方法等に関する技術開発
- エ 水草有効利用の推進に関する仕組みづくり

（事業内容 例）

実証試験、デジタル技術開発、製品の試作・改良、水草有効利用物の販路開拓、マーケティング、ビジネスモデル等の仕組みづくり など

（2）侵略的外来水生植物

- ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発
- イ 繁茂抑制に関する技術開発
- ウ 新たな除去、処分方法等に関する技術開発

（事業内容 例）

実証試験、デジタル技術開発、石組み護岸や造成ヨシ帯等の駆除困難地における防除法の開発 など

（3）ヨシ群落（ヨシ等の抽水植物とヤナギ等が一体となっている植物群落）

- ア 従来技術の効率化、低コスト化に関する技術開発
- イ ヤナギ類の繁茂抑制に関する技術開発
- ウ 新たな維持管理、有効利用方法等に関する技術開発
- エ ヨシ等の有効利用の推進に関する仕組みづくり

（事業内容例）

実証試験、デジタル技術開発、製品の試作・改良、ヨシ有効利用物の販路開拓、マーケティング、

ビジネスモデル等の仕組みづくり など

4. 事業実施期間

補助金交付決定日から、令和8年2月13日（金）までとします。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業実施に直接必要な以下の①～⑧のとおりとし、交付決定日以降に発注、納入等が行われ、補助事業期間内に支払が完了する経費を対象とします。なお、補助対象経費にかかる消費税および地方消費税は、補助対象外とします。

それぞれの経費の詳細は、【別紙1】を参照ください。

①賃金および謝金 ②旅費 ③印刷費 ④使用料および賃借料 ⑤通信運搬費および役務費 ⑥委託費 ⑦資機材費 ⑧消耗品費

6. 補助率および補助額

補助率は、補助対象経費の2分の1以内とします。また、今回は第3期募集のため、採択は予算の範囲内とし、1事業主体あたりの補助額は、上限440万円、下限50万円とします。

7. 応募手続

(1) 受付窓口

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課 水質・生態系係

住所：〒520-8577大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3463 FAX：077-528-4847 E-mail：dk00@pref.shiga.lg.jp

(2) 受付期間

令和7年8月8日（金）から同年8月29日（金） 9時から17時まで

（※但し 土・日曜日および祝日は除きます。）

(3) 応募提出書類 [体裁：原則A4版 部数：1部]

① 補助金事業計画書（水草等対策技術開発支援事業補助金交付要綱様式第1号）

② 申請者の概要がわかる資料（法人の事業概要等を紹介するパンフレット等で可）

③ 【別紙2】都道府県税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

<留意事項>

・事業計画書等の補足説明資料として、図や表等を添付していただいても結構です。その場合には、様式は自由ですが、A4判の大きさに綴じ込みできるようにしてください。

・①～③については、電子媒体でも提出してください。

・提出していただいた書類は、この事業に係る審査以外には使用しません。また、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 提出方法

(1) に示す受付窓口への持参または簡易書留郵便による郵送により、提出してください。郵送による場合は、令和7年8月29日（金）17時までに滋賀県庁文書集発室に到着したものに限り受け付けます。なお、郵送による場合は、送付時に必ずその旨を（1）まで電話で連絡願います。

(5) 県や国等の他の補助金等との重複

同一の事業内容で、県や国、市町等の他の補助金、助成金等の交付を受けている場合、または、受けることが決定している場合には、この補助金に応募することはできません。

同一または類似の事業内容で他の補助金等と併願される場合には、その旨を事業計画書に記載のうえ、書類提出時に申し出てください。採択時に調整する場合があります。

(6) その他

同一の者から複数の事業計画に応募することはできません。

8. 審査

(1) 審査の手順

① 事前審査

提出書類を受理するにあたり、応募要件および提出書類が充足しているかについて、形式的な審査を行います。必要に応じて、追加資料の提出および説明を求める場合があります。

また、受理後、②に記載する審査会開催までの間に、事業計画に関するヒアリング調査または現地調査等を行う場合があります。

② 審査会による審査

補助対象事業を選考するため、滋賀県琵琶湖保全再生課に設置する「水草等対策技術開発支援事業審査会」において、書類審査を行うとともに、書類審査を通過した事業計画について審査を行います。必要に応じて、申請者からプレゼンテーションを行っていただき、ヒアリングを行いますので、その日程については、後日、案内させていただきます。

(2) 審査基準

審査会において、次に掲げる項目に基づき総合的に評価し、予算の範囲内で採択することとします。

- ① 1に掲げる補助事業の目的との整合性
- ② 申請者の技術力・実行力（補助事業実施体制、能力等）
- ③ 補助事業実施の実現性（補助事業実施スケジュール、費用対効果等）
- ④ 新規性・独自性
- ⑤ 事業化の可能性（補助事業終了後の計画等）

(3) 審査結果

応募されても、必ず採択されるとは限りません。審査の結果については、後日、全員に書面にて通知しますが、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

審査等の結果、補助金の交付額について、申請額から減額することがあります。

(4) 公表

採択された事業計画については、原則として、事業実施主体名、事業名、事業概要、補助金額等について公表します。

(5) 採択後のスケジュール

採択となった申請者には、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）および水草等対策技術開発支援事業補助金交付要綱（令和4年5月9日一部改正）に基づき、下表のとおり補助金の交付に係る必要な申請手続きを行っていただきます。

令和7年	8月8日（金）	～	8月29日（金）	募集期間
	9月	…	事前審査、審査会、採択決定	
		…	交付申請、交付決定	

	交付決定日	～	令和8年2月13日（金）	補助事業期間
令和8年	3月上旬	…	完了検査	
	3月中旬	…	補助金の額の確定	
	3月下旬	…	補助金の交付	

9. 補助事業者の義務（交付決定後）

補助金の交付決定を受けた者は、次の事項を遵守していただきます。

（1）交付決定から事業完了まで

- ① 経費の配分や事業内容等の変更、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、事前に報告をしなければなりません。
- ③ 補助事業により取得し、または効用が増加した財産（取得財産等）については、台帳により管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。
- ④ 技術等開発期間中に、現地調査を行うことがあるほか、進捗状況を報告いただくことがあります。

（2）補助金の完了検査および交付

- ① 補助金の交付は、原則、補助事業終了後の精算払となります。
- ② 補助事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、完了検査を実施し、補助金額を確定します。
- ③ 補助金額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類および領収書等の証拠書類が必要となります。
- ④ 支出額および内容についても厳格に検査し、これを満たさない経費については、補助の対象外となる可能性があります。

（3）事業完了後

- ① 取得財産等のうち、取得価格または効用の増加価格が50万円以上のものを別に定める財産処分制限期間内に処分（生産への転用、販売を含む。）しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。この場合、その処分によって得た収入の全部または一部を県に納付いただくことがあります。
- ② 補助事業者は、事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間は、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の状況等を知事に報告しなければなりません。
- ③ 補助事業を実施することにより産業財産権等（特許権、実用新案件、商標権、意匠権等）が発生した場合は、それらの権利は補助事業者に帰属するものとします。また、補助事業年度の終了後3年以内に産業財産権等を出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を設定した場合には、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。
- ④ 補助事業の実施結果により収益が生じたときは、補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付いただくことがあります。
- ⑤ 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助事業年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。

- ⑥ 補助事業の取組状況や成果について、県が主催する会議等において発表報告していただくことがあります。また、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。
- ⑦ 補助事業終了後に補助事業に関する調査への協力をお願いすることや、県担当者等が実地検査に入ることがあります。
- ⑧ 滋賀県補助金等交付規則および水草等対策技術開発支援事業補助金交付要綱に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取り消し、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等を行うことがあります。

10. その他留意事項

(1) 水草等の取扱いについて

① 沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を除く）

技術開発の試料として用いる沈水植物等の水草については、「試験・研究用の提供に関する取扱要領」に基づき、滋賀県琵琶湖保全再生課が提供することとします。なお、要領については、滋賀県のホームページに掲載しています。

② 侵略的外来水生植物

侵略的外来水生植物のうち、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律(平成16年法律第78号)により特定外来生物に指定されている種（オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等）は、駆除・回収現場から処理を行う場所まで運搬するにあたり、環境省から「防除の認定」を得る必要があります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

問合せ先：滋賀県 琵琶湖環境部 自然環境保全課 生物多様性戦略推進室

TEL：077-528-3483 FAX：077- 528-4846 E-mail：dg00@pref.shiga.lg.jp

③ ヨシ（ヨシ群落を構成する植物群）

技術開発の試料として用いるヨシについては、滋賀県琵琶湖保全再生課が提供することとします。なお、自力で調達する際には、関係各法令（河川法、自然公園法、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等）を遵守してください。